

○茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成 7 年 7 月 1 日

規則第 22 号

改正 平成 8 年 7 月 1 日規則第 28 号

平成 8 年 12 月 20 日規則第 46 号

平成 9 年 12 月 25 日規則第 33 号

平成 10 年 3 月 26 日規則第 8 号

平成 11 年 8 月 30 日規則第 34 号

平成 12 年 12 月 22 日規則第 54 号

平成 14 年 3 月 27 日規則第 8 号

平成 18 年 9 月 29 日規則第 37 号

平成 18 年 12 月 21 日規則第 47 号

平成 20 年 10 月 1 日規則第 28 号

平成 24 年 5 月 1 日規則第 28 号

平成 25 年 6 月 28 日規則第 33 号

平成 26 年 12 月 25 日規則第 52 号

平成 27 年 7 月 1 日規則第 34 号

平成 29 年 6 月 30 日規則第 59 号

平成 30 年 7 月 2 日規則第 32 号

令和元年 6 月 25 日規則第 10 号

令和 3 年 6 月 25 日規則第 31 号

令和 5 年 3 月 28 日規則第 13 号

注 平成 9 年 12 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(平成 7 年茅ヶ崎市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める法律)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める法律は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)

(4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(平 9 規則 33・平 10 規則 8・一部改正)

(規則で定める医療費助成事業)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める医療費助成事業は、次のとおりとする。

(1) 茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年茅ヶ崎市条例第 10 号)に基づく事業

(2) 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成 3 年茅ヶ崎市条例第 26 号)に基づく事業

(平 18 規則 37・旧第 7 条繰上・一部改正、平 20 規則 28・一部改正、令 5 規則 13・旧第 6 条繰上)

(控除の額)

第 4 条 条例第 4 条に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 医療保険各法の規定により定めた規約、定款、運営規則等で、当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額

(2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額

(3) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の額

(平 18 規則 37・旧第 8 条繰上、平 18 規則 47・一部改正、令 5 規則 13・旧第 7 条繰上)

(助成の方法の特例)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 医療保険各法の規定により児童に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第 5 条第 2 項又は第 3 項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して 3 年以内に茅ヶ崎市小児医療費助成申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、第1項の療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険者として小児に係る療養費又は移送費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平10規則8・一部改正、平18規則37・旧第9条繰上、平18規則47・平25規則33・平29規則59・一部改正、令5規則13・旧第8条繰上)

(医療費の助成決定等)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、条例第5条第2項又は第3項に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは、茅ヶ崎市小児医療費助成決定通知書により、医療費の助成を行わないことを決定したときは、茅ヶ崎市小児医療費助成申請却下通知書により申請者に通知する。

(平18規則37・旧第10条繰上、令5規則13・旧第9条繰上)

(医療証の交付申請等)

第7条 条例第6条の規定による申請は、茅ヶ崎市医療証交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合には、被保険者)であることを証する書類
- (2) 児童を養育していることを証する書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、茅ヶ崎市医療証交付申請却下通知書により通知する。

(平10規則8・平11規則34・一部改正、平18規則37・旧第11条繰上、平25規則33・平26規則52・平29規則59・一部改正、令5規則13・旧第10条繰上・一部改正)

(医療証の有効期限)

第8条 医療証の有効期限は、当該児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

(平10規則8・全改、平14規則8・一部改正、平18規則37・旧第12条繰上、平18規則47・全改、平25規則33・平27規則34・平29規則59・令元規則10・一部改正、令5規則13・旧第11条繰上・一部改正)

(医療証の再交付)

第9条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、茅ヶ崎市医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(平18規則37・旧第13条繰上、令5規則13・旧第12条繰上)

(医療証の返還)

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(平18規則37・旧第14条繰上、令5規則13・旧第13条繰上)

(届出)

第11条 条例第7条の規定による届出は、茅ヶ崎市医療証交付申請事項変更届に医療証を添えて行わなければならない。

(平18規則37・旧第15条繰上、令5規則13・旧第14条繰上)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明する事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

(平18規則37・旧第16条繰上、令5規則13・旧第15条繰上)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(平18規則37・旧第17条繰上、令5規則13・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第46号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第33号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第8号)

この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 6 条第 2 号の改正規定は公布の日から、第 6 条第 1 号の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 34 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、平成 11 年 7 月 1 日以後に係る医療に関する給付について適用し、同日前に係る医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 37 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 47 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 医療証の交付に関する手続については、改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 20 年規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 28 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条から第 5 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成 25 年規則第 33 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 52 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 34 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 59 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第 10 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 31 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(平成 7 年茅ヶ崎市条例第 14 号)第 3 条第 1 項に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)の令和 2 年以後の年の所得の額を計算する場合について適用し、対象者の令和元年以前の年の所得の額を計算する場合については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年規則第 13 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和 5 年茅ヶ崎市条例第 3 号)の規定による改正前の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例第 6 条の規定により交付を受けた医療証の有効期限は、改正前の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例施行規則第 11 条の規定にかかわらず、令和 5 年 6 月 30 日とする。